

## 青森県人づくり戦略推進会議の部会の設置について

### 1 趣 旨

- (1) 平成19年11月、人づくり戦略に掲げる産・学・官・金融の連携の仕組みづくりに向けて「県内企業の人財育成の意識等に関するアンケート調査」を実施した結果、多くの企業が、人財育成の重要性を認識し、何らかの人財育成に支援したいという意向を持っているにもかかわらず、現在の企業には体力が無く、景気回復、雇用の場の確保など基礎的部分の改善を優先せざるを得ない等、人財育成を進める上でのいくつかの課題が判明。
- (2) これらの課題解決に向け、既存の機能の再検討を含め、課題解決のための取組や仕組みづくりについて、関係部局、関係機関、外部有識者等を交えた機関を設置して検討することが必要と判断。
- (3) 人財育成に係る取組を進めるに当たっては、関係主体との連携を深めながら実施することが大切との考えから、人づくり戦略に基づく取組の効果的な推進を目的として設置された「青森県人づくり戦略推進会議」を活用するのが適切と判断。
- (4) 「青森県人づくり戦略推進会議」において部会設置を説明、御理解を得た後、設置要綱を改正し、部会設置の手続を進める。

### 2 設置する部会の種類

- (1) 当面は、「産・学・官・金融連携促進検討部会（仮称）」1部会とする。
- (2) 今後、他分野における部会等の設置の必要性が生じた場合に、速やかに対応できるよう、設置要綱上は、複数の部会が設置できるような内容の規定とする。  
（※設置要綱改正案は、別添のとおり）

### 3 「産・学・官・金融連携促進検討部会（仮称）」の役割、構成等

- (1) 役割  
人財育成に係る産・学・官・金融の連携の仕組みづくりに向けて、アンケート調査から得られた成果、抽出された課題に基づき、課題解決のための取組や仕組みづくりについて、既存の機能の再検討を含めて検討する。
- (2) 構成  
関係機関、有識者等から5名程度と関係部局
- (3) 検討内容例
  - ① 企業における人財育成の課題
  - ② 今後、課題解決に向けて取り組んでいくべき内容
  - ③ 企業も参加しやすい産・官・学・金融の連携の仕組みとその機能

### 4 今後のスケジュール案

- (1) 推進会議での御理解が得られ次第、速やかに部会委員を人選。
- (2) 7月下旬～8月上旬を目途に第1回部会を開催。
- (3) 「県内企業の人財育成の意識等に関するアンケート調査」結果についても、部会の開催に併せてお知らせ。

## 青森県人づくり戦略推進会議設置要綱（改正案）

制定 平成19年10月17日

改正 平成20年 月 日

### （設置）

第1 「あおもりを愛する人づくり戦略」（平成19年9月策定）でめざす人財育成の推進に向けた気運醸成及び関係団体相互の連携強化を図るとともに、本県の「地域力」を結集し、当該戦略に基づく取組の効果的な推進を図っていくため、「青森県人づくり戦略推進会議」（以下「戦略推進会議」という。）を設置する。

### （組織）

第2 戦略推進会議は、別表に掲げる団体等並びに知事及び教育長をもって構成する。

### （議長）

第3 戦略推進会議に議長を置き、知事をもって充てる。

2 議長は、戦略推進会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が不在のときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

第4 戦略推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は会議の進行を行う。

3 議長は、必要に応じて別表に掲げる団体等以外の団体等を会議に出席させることができる。

### （部会）

第5 戦略推進会議に、人財育成に資する取組等に関する調査・検討等を行うため、部会を設けることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### （庶務）

第6 戦略推進会議の庶務は、企画政策部人づくり戦略チームにおいて処理する。

### （その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、戦略推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年 月 日から施行する。

## 青森県人づくり戦略推進会議設置要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">青森県人づくり戦略推進会議設置要綱</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <u>制定 平成19年10月17日</u>  <u>改正 平成20年 月 日</u> </p> <p>略</p> <p><u>(部会)</u></p> <p>第5 戦略推進会議に、人財育成に資する取組等に関する調査・検討等を行うため、部会を設けることができる。</p> <p>2 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6 戦略推進会議の庶務は、企画政策部人づくり戦略チームにおいて処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7 この要綱に定めるもののほか、戦略推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年10月17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成20年 月 日から施行する。</u></p> <p>以下略</p>	<p style="text-align: center;">青森県人づくり戦略推進会議設置要綱</p> <p>略</p> <p>(庶務)</p> <p>第5 戦略推進会議の庶務は、企画政策部人づくり戦略チームにおいて処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第6 この要綱に定めるもののほか、戦略推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成19年10月17日から施行する。</p> <p>以下略</p>